

## 小規模保育事業所整備に係る土地、建物情報の提供について

以下の施設設置、運営法人公募を行うにあたり、土地、建物の所有者などから、施設の整備が可能と思われる土地、建物の情報もあわせて募集します。それらの情報についての提供を希望する法人に、市から情報の提供を行います。

また、建物については、一定の要件を満たす場合に、その賃借料の一部が補助されます。詳細については、別紙「駅前立地小規模保育事業所賃借料支援事業について」をご参照ください。

[令和4年4月1日開設予定の小規模保育事業所の運営法人](#)

（令和3年4月1日公募）

上記公募における受付期間等、公募の詳細についてはリンクページをご覧ください。

### 情報募集の目的

市では、新たに小規模保育事業所を設ける場合、施設を整備・運営する法人を公募により募集のうえ、審査・選定しています。

公募があれば、応募しようとする法人は、自ら整備・運営に適した土地、建物を探し、確保したうえで応募しますが、土地、建物の確保が年々厳しくなっている状況です。

こうした中、市では、小規模保育事業所の整備・運営に関する公募の際に、土地、建物の所有者の方などからその土地、建物に関する情報もあわせて募集することとし、整備・運営を検討している法人にその情報を提供することで、施設整備を促進していきたいと考えています。

### 情報の提供について

土地、建物の所有者などから提供いただいた情報は、以下の期間において提供します。

- ・ 詳細の情報を希望される方は、「物件の詳細情報の提供を希望する場合」に則って、期間内に市に申し込んでください。
- ・ 情報については市ホームページで、区単位で件数のみを掲載します。

【情報提供期間】令和3年4月21日（水）から5月21日（金）17時30分まで

【掲載ページ】

<http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/shoukibo-tochitou-boshuu-r3-1.html>

#### 公募から応募に至るまでの流れ

別紙をご覧ください。

#### 物件の詳細情報の提供を希望する場合

詳細な情報の提供を希望する場合は、情報提供依頼書（別記様式）を下記担当課までご持参ください。依頼書などを確認のうえ、情報提供させていただきます。

【担当課】待機児童対策室：堺市堺区南瓦町3-1

電話 072-228-0383

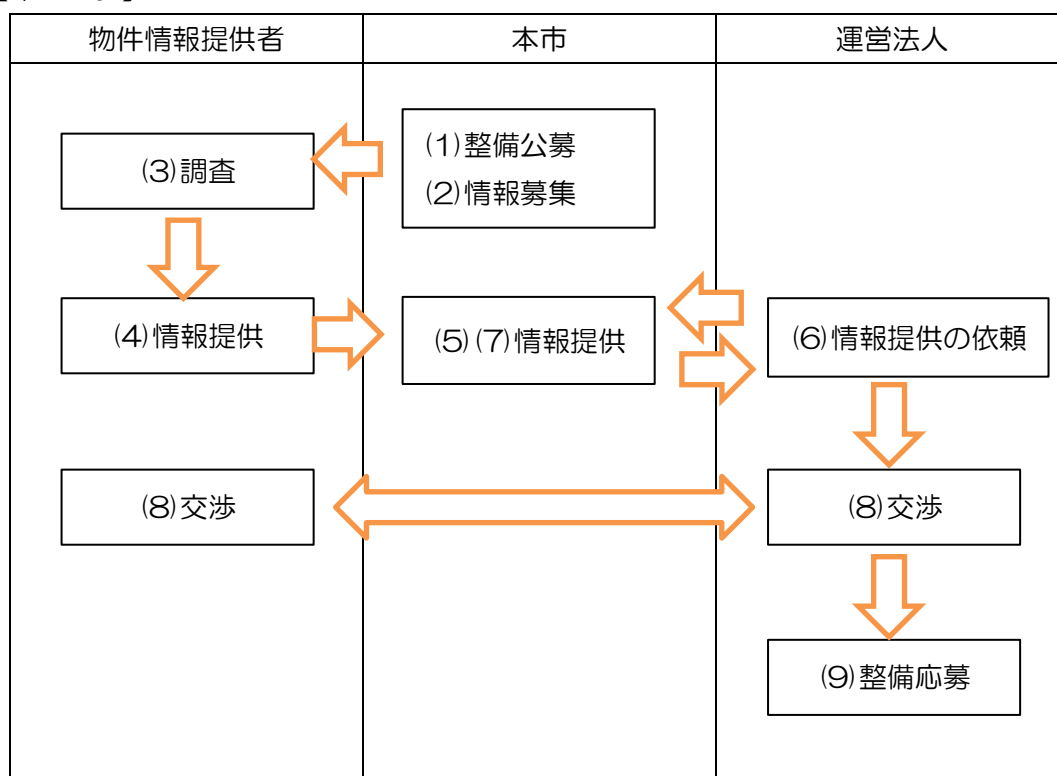
#### 情報提供依頼にあたっての注意事項

- ・物件所有者などからの情報をそのまま提供しますので、施設を設置できることを保証するものではありません（整備が可能な条件を満たすかどうかは、自ら確認してください。）。
- ・情報を提供した物件で応募した場合、施設整備に係る補助対象となることを保証するものではありません。補助対象については、運営事業者募集要項を確認してください。
- ・市が行うのは、法人への情報提供までであり、その後の売買に関する手続き、交渉などには**市は一切関与しません**。物件所有者等と法人との責任において行っていただくようお願いします。
- ・市が提供した情報は、適切に管理し、今回の公募への応募以外には、一切使用しないでください。

## 公募から応募に至るまでの流れ

- (1) 市が、小規模保育事業所の整備・運営法人を公募
- (2) 市が、小規模保育事業所の整備に活用できる情報を募集
- (3) 情報提供者（物件所有者等）が、該当する情報を調査
- (4) 情報提供者が、情報を市に提供
- (5) 市が、情報提供者から提供された情報を、市ホームページで掲載（区単位で件数を表示）
- (6) 詳細情報の提供を希望する運営法人が、市へ提供を依頼
- (7) 市が、法人が希望する情報を提供
- (8) 情報提供を受けた運営法人が、情報提供者へ連絡し、物件について、双方で交渉  
※市は一切関与しません
- (9) 交渉が成立すれば、運営法人は必要書類などを作成のうえ応募

## 【イメージ】



## 情報提供依頼書（小規模保育事業所）

施設設置、運営法人公募への応募にあたり、下記の確認事項を理解し、同意したうえで、当該施設を設置できる土地、建物の情報の提供を依頼します。

依 頼 日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

法 人 名：\_\_\_\_\_

所 在 地：\_\_\_\_\_

代表者名：\_\_\_\_\_ (印)

担当者名：\_\_\_\_\_

連 絡 先：\_\_\_\_\_

## 記

## 確認事項

- 所有者などからの情報をそのまま提供しますので、施設を設置できることを保証するものではありません（整備が可能な条件を満たすかどうかは、自ら確認してください。）。
- 情報を提供した物件で応募した場合、施設整備に係る補助対象となることを保証するものではありません。補助対象については、運営事業者募集要項を確認してください。
- 市が行うのは、法人への情報提供までであり、その後の売買に関する手続き、交渉などには市は一切関与しません。物件所有者等と法人との責任において行っていただくようお願いします。
- 市が提供した情報は、適切に管理し、今回の公募への応募以外には、一切使用しないでください。